中国個人留学システム 約款

（1）システムの定義

第１条 毎日エデュケーション（以下「当社」）の中国個人留学システム（以下、「当システム」）は、中国への留学を希望される方のために、入学手続代行料を申し受けることによって、留学先として希望する学校（以下「学校」）に対する入学申請手続を代行し、かつ出発に際しての情報提供などを行うものです。なお、当システムは、課程修了、学位取得、資格取得などを保証するものではありません。

第２条 当システムが取扱う対象は、原則として中国語の語学研修を目的とした留学とします。

第３条 手続代行を行う学校の研修内容は各教育機関が独自に企画、運営し提供するものであり、当社が自ら研修に関するサービスの提供を行うものではありません。

（2）個人留学の種類

第４条 当システムにおいては、留学の地域、期間、研修の形態などにより、個人留学を以下の通り分類し、その種類ごとに入学手続代行料を規定します。

①学校の規定コースに参加する場合で、留学期間が1学期（半年）以上にわたる場合を「長期留学」、1学期未満の場合を「短期留学」と呼びます。なお、留学期間を区別しない場合は「中国留学」と総称します。

②先生1名 生徒1名で行う授業形態を「個人レッスン」と呼びます。

③留学生だけの本科コースを「漢語本科」と呼びます。

（3）提供するサービス

第５条 当システムが、当システムにお申し込みになられた方（以下「お客様」と呼びます）に対して提供する入学手続代行サービスは、学校への入学申請書類の送付、出願料・デポジット等の送金（それが必要な場合）、入学許可書等の受け取り、渡航滞在に関する情報の提供です。

第6条 当社は事前にお客様の留学生宿舎のタイプ（一人部屋・二人部屋など）に関するご希望を伺い留学生宿舎の申請をいたしますが、留学生宿舎の運営や部屋確保に関する決定は学校が行います。当社が提供する留学生宿舎の手続き代行サービスは部屋確保を保証するものではありません。中国の長期留学、中途入学、短期留学、漢語本科にお申し込みのお客様で宿舎の確保をご希望の場合、予約確定後に宿舎手配手数料をお支払いただく事を条件に留学生宿舎の申請をいたします。入学手続きや入寮手続きは現地到着後、お客様自ら行っていただきます。

第7条 学校が滞在施設を持たない場合や学校または当社が指定する滞在先以外での滞在を希望する場合は、原則として当社は滞在先の手配をいたしません。お客様が学校指定以外の宿泊施設を手配し、これに起因するトラブルが発生した場合において、当社は一切の責任を負いません。また、当該トラブルにより当社が損害を被った場合においては、お客様に損害賠償を求めることがあります。

第８条 当システムによる留学にはアドバイザーの同行はありません。

第９条 留学開始後に留学期間の短縮、延長を希望される場合は、現地にて当該校の同意を得た上でお客様が手続きを行うものとします。

（4）お申込みの条件

第１０条 当システムにお申込みになることができるのは、原則として中国語の語学研修を目的とする方で、かつ、当社の申込み条件を充分に理解し、受入国の法規ならびに受入校の規則を遵守できる心身共に健康な方に限ります。

第１１条 20歳未満の方がお申込みになる場合、お申込書に親権者の署名が必要です。

第１２条 心身に障害のある方および申込み時に健康を害している方のお申込みについては、可能かつ合理的な範囲内でこれに対応します。その場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、状況に応じて介護者や同伴者の同行を条件とさせていただく場合もあります。留学生活に支障があると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。

第１３条 締切日以降、またはそれ以前であっても手続きが不可能と当社が判断した場合は、お申込みをお受けいたしません。ただし、学校によっては、締切日以降でも定員を満たしていない場合、お申込みを受け付けられることがあります。ご希望の場合は、まず当社にて学校への状況確認を行いますが、受け入れ可能であった場合は、必ず当該校への入学手続代行をお申込みいただくことが前提となります。学校が受け入れを認めたにもかかわらず、お申込みにならない場合は、違約料として入学手続手数料と同額を申し受けます。受け入れ不可能であった場合は、その限りではありません。

第１４条 規定外の条件での入学申請、例えば学校が定める入学資格（年齢、学歴など）に適合しない方の申請、開講日より遅れて参加することが明らかな方の申請などは、当社にて事前に受け入れの可否につき学校側に確認のうえ、受け入れが認められた場合のみお申込みを受け付けます。

第１５条 次に定める事由のいずれかに該当する場合は、お申込みをお断りすることがあります。

①お申込者が日本及び受入国の法令もしくは公序良俗に反する行為や語学研修の円滑な実施に支障をきたす行為を行う恐れがあると当社が判断したとき。

②お申込者が未成年の場合で、親権者の同意がないとき。

③希望する学校のお申込み手続期限あるいは留学開始日までに、必要な手続きを完了できる見通しがないと当社が判断したとき。

④お申込書その他書類の記載事項ならびに当社に申告していただいた事項において、虚偽があったとき。

⑤当社が指定する期日までに入学手続手数料または必要費用を支払わないとき。

⑥心身に障害のある方および申込み時に健康を害している方で、安全な留学生活を送ることが困難であると当社が判断したとき。

⑦その他当社の業務上の都合があるとき。

（5）お申込みの方法

第１６条 当社所定の申込書に必要事項をご記入の上、申込金として入学手続代行料を添えてお申込みください。必要事項が記入された申込書と定められた入学手続代行料を当社が受理し、当社が申込みを承諾したとき、当システムにおける入学手続代行契約が成立します。

第１７条 お支払いいただいた入学手続代行料は、留学の取消し、当システム利用の取消しが発生した場合、契約日から起算して8日目までは全額を返金いたします。また9日目以降の取消しのときは、第18条に掲げる事由によるものを除き、その全額を取消料に振り替えます（第36条参照）。

第１８条 お客様の希望する学校が定員に達していて入学が許可されなかった場合に限り、入学手続代行料から、既に支払いが完了していて支払い先から返金がなされない費用を差し引いた金額を払戻します。

第１９条 締切日を過ぎた場合でも学校側の受け入れが可能であれば、通常の入学手続代行料に加え、緊急手配料を申し受けることによって、お申込みを承ることがあります。

第２０条 お申込み後における個別の要望の依頼、またはお申込み時の要望の変更など、学校への連絡が必要となる場合には、第31条⑤に定める通信費を申し受けます。

（6）渡航手続

第２１条 当社はお客様の希望により留学に必要なビザの申請を代行します。ビザ申請代行を承る場合、第31条①に定める手数料を申し受けます。また、これとは別に受入国の定めたビザ申請料実費が必要となります。

第２２条 お客様ご自身でビザを申請したことにより生じたトラブルについて、当社はその責を負いません。また、そのことにより予定通りの留学が不可能となった場合においても、その責はお客様に帰属します。

第２３条 当社はお客様の希望により留学に際して利用する航空便のご案内と航空券の手配をします。

第２４条 お客様ご自身で航空券を手配したことにより生じたトラブルについて、当社はその責を負いません。また、それにより予定通りの留学が不可能となった場合でも、その責はお客様に帰属します。

第２５条 学校側の諸事情により、入学許可書、招聘状などのビザ取得に必要な書類が期日までに届かず、その結果としてビザ申請が緊急申請となったり、予約した航空便の変更が必要になる場合があります。お客様がご自身で渡航手続をおこなっている場合において、前述の事由により発生する緊急申請料金、航空便予約変更手数料などの諸費用はお客様の負担となります。

第２６条 健康診断は、当社が定める期間に、原則としてお客様ご自身の手続きにおいてお受けください。当社が指定する期間以外に受診したことにより生じるトラブルについてはお客様の責任となります。また、既に健康診断書をお持ちの場合はその有効期限を確認してください。なお、健康診断書の効力の有無は中国大使館および中国の保険所等関係機関が判断するものであり、それによるトラブルに関して当社はその責を負いません。

（7）料金

第２７条 第4条に規定する留学の種類ごとの入学手続代行料は以下の通りです。（税別）

①「中国長期留学」：セレクト校 40,000円（税別）、大学A群 50,000円（税別）、大学B群 60,000円（税別）
「短期留学」：セレクト校 40,000円（税別）、大学A群 50,000円（税別）、大学B群 60,000円（税別）

②「個人レッスン」：ビザ不要 30,000円（税別）、ビザ必要 40,000円（税別）

③「漢語本科」：60,000円（税別）

第２８条 第27条に述べる入学手続代行料は、当社が別途告知する規定により、割引の設定をおこなう場合があります。

第２９条 学費、寮費、登録費、教材費などは、現地到着後、学校の定める方法により学校へ直接お支払いください。

第３０条 学校への出願料、学費のデポジットなどを当社が立て替えて事前送金した場合、その実費を別途申し受けます。

第３１条 お申込み後に、当社がお客様からの依頼により行うサービスに対しては、以下の通りその料金を定めます。

①ビザの申請代行を当社に依頼された場合、そのビザ申請代行手数料。

・中国（大陸）：6,000円（税別）

②ビザの申請代行を当社に依頼された場合、当社がお客様に代わり立て替えて領事館等に支払うビザ申請料（当該国政府機関が定める料金であり、今後変更される可能性があります。下記はいずれも日本国籍の場合）。

・中国（大陸）：8,400円（通常申請の場合）

③航空券を当社が手配した場合、当社が定める当該航空運賃。

・時期、区間、航空会社などにより、運賃は異なります。

④学校到着までの中国国内の交通、宿泊の手配を当社に依頼された場合、当社が定める当該サービスの料金。ただしこれらの費用が現地払いになるときは、その金額の10％を手配手数料として申し受けます。

⑤お客様のために通常の手続代行では生じない通信を行った場合、その通信費として1件につき4,000円を申し受けます。

⑥お客様の都合による変更が発生した場合、第33条に定める変更手数料。

⑦「オプション」としてパンフレットその他に掲載しているサービスについては、当該記事に定めている料金。

第３２条 お客様自身に起因するやむを得ない事情により、当社はお客様またはその親族の求めにより必要な手配を承る場合があります。これにより発生する諸実費ならびに手数料はお客様もしくは親族の負担となります。

（8）契約内容の変更

第３３条 お申込み後にお客様の都合により、学校またはコース（プラン）の開始時期及び学習期間を含む内容を変更するときは、変更手数料として10,000円（税別）を申し受けることにより、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。ただし以下の条件を満たす場合に限ります。これに該当しない場合、一度取消しをして新たにお申込みいただきます。

①1回目の変更であること。

②学校を変更する場合、変更前の学校が申請前であること。

③学校を変更する場合、変更する先が決定していること。

（9）お客様による契約の取消し

第３４条 お客様はお申込みの後も、取消料および既に発生している実費を支払うことによって当システムの契約を取消すことができます。その際、学校の規定による取消料や既にサービスを開始または完了している入学手続代行以外の手数料および実費ならびにそれに関する取消料がある場合は、その費用もお客様の負担となります。なお、契約日から起算して8日目までは、当社は取消料を収受することなく、お取り消しに応じます。

第３５条 お申込み後にお客様の都合により当システムの契約をお取消しになる場合は、書面にて当社までお知らせください。当社が書面を受け取った日が、取消し成立日となります。電話での取消しはお受けできません。

第３６条 当システムの取消料は以下と通りです。

①「中国長期留学」：セレクト校 40,000円（税別）、大学A群 50,000円（税別）、大学B群 60,000円（税別）
「短期留学」：セレクト校 40,000円（税別）、大学A群 50,000円（税別）、大学B群 60,000円（税別）

②「個人レッスン」：ビザ不要 30,000円（税別）、ビザ必要 40,000円（税別）

③「漢語本科」：60,000円（税別）

第３７条 契約の取消しに伴う返金に必要な手数料（振込手数料など）などの実費はお客様の負担とします。

第３８条 当社が入学申請手続きを開始している場合において取消しをするときは、既に学校に支払った出願料、学費のデポジットなどは学校の規定により返金はされず、お客様の負担となります。送金手数料の返金もできません。また、学校より取消料の請求があった場合もお客様の負担となります。

第３９条 留学開始後の期間短縮、途中退校の場合、学校からの費用の払い戻しは原則としてありません。また、既にお支払いいただいている入学手続代行料ならびにその他手続費用の返金もできません。

第４０条 ビザ申請代行を当社に依頼された場合で、当社が既にビザ申請を済ませている場合においては、ビザの受領の如何に関わらず、ビザ申請料実費およびビザ申請代行手数料は返金いたしません。

第４１条 航空便の手配を当社に依頼された場合は、別に定める航空券の取消料をお支払いいただきます。

第４２条 第36条から第41条に掲げるお客様が負担すべき費用に関して、当社が未だお客様から貰い受けていない場合においても、お客様はその支払い義務を負い、当社の求めに応じ該当額を支払わなければなりません。

（10）当社による契約の解除

第４３条 当社の指定する期日までにお客様が入学手続代行料または必要費用を支払わないときは、当社はお申込みを解除することがあります。この場合、お客様には以下の費用をお支払いいただきます。

①お申込時に支払うべき所定の入学手続代行料

②第37条から第39条に述べる費用

③第40条および第41条に該当する場合はそこに規定する費用

第４４条 当システムによる契約を履行中において、第15条に掲げるお申込みをお受けできない事項が発生または判明したとき、または学校が第15条に掲げるお申込みをお受けできない事項等の理由により、入学を不許可と判断したときは、当社はお客様のお申込みを解除することができます。その場合、お客様には第43条と同様の費用お支払いいただきます。

（11）当社の免責事項

第４５条 以下に掲げる理由でお客様がお申込みになった学校の入学が不可能になった場合、あるいはご希望の宿舎が確保できなかった場合当社はその責を負いません。また、それによってお客様が被った損害に対して一切の責務を負いません。

①日本における学業成績がお客様の希望する学校の規定に達しないため、学校が入学を不許可にしたとき。

②日本での現職もしくは職歴が問題となり、学校が入学を不許可にしたとき。

③お客様が希望する学校が定員に達していて入学できないとき。

④当社がお客様の留学生宿舎の申請、もしくはご希望のタイプのお部屋の申請をしたにも関わらず、学校が部屋の確保をしなかったとき。あるいは、留学生宿舎が定員に達していて受け入れを取りやめたとき。

⑤当社が正当に当システムの契約に基くサービスを履行しているにも関わらず、現地学校側の明らかなミスにより、入学手続代行が留学開始日までに完了できなかったか、入学許可証が必要な期日までに到着しなかったとき。

⑥天災地変、戦乱、暴動、運送ストライキ、不慮の災難、交通事故ならびに日本または外国政府および公的機関の政令もしくは命令による規制、郵便の事情などにより、入学手続代行が留学開始日までに完了できなかったか、入学許可証が必要な期日までに到着しなかったとき。

⑦天災地変、戦乱、暴動、運送ストライキ、不慮の災難、交通事故ならびに日本または外国政府および公的機関の政令もしくは命令による規制などにより、お客様が授業開始希望日までに学校に到着できなかったとき。

⑧入学許可が出されたにもかかわらず、学校が閉鎖されたか、学校側の都合により許可されたコースが実施されなかったとき。

⑨年齢、心身の障害、及び健康上の理由から学校が入学を不許可にしたとき。

⑩お客様の事情や所轄の旅券事務所、訪問国査証発給窓口、関係国政府の事情により、旅券またはビザが出国予定日までに取得できなかったとき。

⑪お客様に起因する事由により、旅券またはビザの発給を拒否されたとき、および訪問国への入国を拒否されたとき。

⑫お申込み時に当社に2校以上もしくは2コース以上の入学手続代行を依頼し、その入学許可がおりていたにもかかわらず、学校が必要と定める学業成績を現地において得ることができなかったか、現地での生活態度が留学を継続するに相応しくないと考えられるために、学校側が留学延長を拒否したとき。

第４６条 第45条の第①項から第⑧項に掲げる事由において入学が不許可になったお客様が、お申込みの学校を変更する場合は、最初のお申込みコースの開始日より起算して1年以内に当社に申し出ることを条件に、当社は変更手数料を申し受けることなく手続きを行います。また、第45条に掲げる事態が発生し、そのことによりお申込みの学校を変更せず、当システムの契約を取消す場合において、既に支払った入学手続代行料および所要実費を返金することはできません。

第４７条 学校が指定する期間よりも早く（もしくは遅く）学校に到着した場合において、学校の入寮、登録手続および居留証の申請手続きならびにビザの延長手続きおよびそれにより生じた事態に対して、当社はその責を負いません。

第４８条 ビザの申請、航空券の手配をご自身でされたことにより生じたトラブルについて、当社はその責を負いません。

第４９条 日本を出発してから学校へ到着するまでの間に、個人的に旅行をする場合、当該旅行期間の全てに関して、またそのことにより必要となる居留証の申請手続きならびにビザの延長手続きに関して、当社はその責を負いません。

第５０条 当システムは、この中国・台湾個人留学システム約款に記された範囲内でサービスを提供するものであり、出発後の現地での個人生活、学校生活およびその中でお客様に生じた損害に対しては、当社はその責を負いません。また現地からコレクトコールによるお問い合せは、原則として受け付けません。

第５１条 渡航後はお客様個人の責任において行動していただきます。お客様の故意または過失により、受入国の法令ならびに受入校および滞在先の規則等に違反し、もしくは公序良俗に反する行為を行った結果生じた責任、損害等は、全てお客様に帰属するものであり、当社はその責を負いません。また、それらの行為により当社が損害を被った場合は、当社はお客様に対し損害賠償を請求します。

第５２条 当システムは、学校から送られてくる最新の資料に基づいて実施されますが、お申込み後、学校側の事情により、授業内容、滞在先、留学費用などについて変更があった場合、当社はその責を負いません。

（12）当約款の効力

第５３条 当約款は2018年4月1日以降に開始するコースに2018年3月15日以降にお申込みになられたお客様から適用されます。これに該当しないお客様は旧約款を適用することとします。